

習志野市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭やヤングケアラー等がいる家庭、支援の中で必要と判断した家庭に対し、訪問支援員を派遣し、当該家庭の家事・育児を支援することで、保護者の不安や負担を軽減し、児童の養育環境を整え虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、習志野市とする。本事業による支援の進行管理や対象家庭に対する他の支援との連絡調整は市が行う。ただし、訪問支援員派遣による家事・育児の支援については、本事業の実施が可能な育児家庭支援訪問支援員派遣事業者(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(対象家庭)

第3条 事業の対象家庭は、習志野市内に居住しており、かつ、要保護児童対策地域協議会での取り扱いがある家庭であって、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。なお、対象家庭が、子育て世帯訪問支援事業(多胎児家庭分)実施要綱第3条の対象家庭に該当する場合は、特段の事情がない限り、本事業を利用できる期間においては本事業を優先して利用する。

- (1)保護者に看護させることが不適当であると認められる児童の属する家庭及びそれに該当するおそれのある家庭。
- (2)食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭など、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の属する家庭及びそれに該当するおそれのある家庭。
- (3)児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第5項に定める特定妊婦が属する家庭。
- (4)その他市長が特に必要と認めた家庭。

(利用者)

第4条 利用者は、対象家庭に属する児の保護者、妊婦及びそのパートナーとする。

(支援の内容)

第5条 訪問支援員派遣の支援内容は、以下のとおりとする。

- (1)食事に関すること
- (2)洗濯に関すること
- (3)掃除に関すること

- (4)買い物に関すること
- (5)育児・養育に関すること(登校、登園等の送迎支援や宿題の見守り、外出時の補助、一時的な子どもの保育、地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む)
- (6)その他家庭支援に関すること
- (7)対象家庭からの家事・育児に関する一般的な相談対応に関すること
- (8)市や事業者が対象家庭に必要と判断した福祉サービスについての申請や手続き等の支援に関すること

2 前項各号に規定する支援は、対象家庭の居宅において、原則、利用者が在宅時にを行うこととするが、対象家庭の状況によっては、利用者不在時に支援を行う場合もある。

(支援の実施方法)

第6条 支援の実施方法は、次の各号のとおりとする。

- (1)市は、対象家庭の利用者に本事業の趣旨と必要性を説明し、同意を得た上で、「子育て世帯訪問支援事業利用申請書兼同意書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)の提出を求めること。
- (2)市は、対象家庭に対して必要な助言・指導を行い、本事業による支援が必要と判断した場合は、必要な支援について「子育て世帯訪問支援事業計画書」(様式第2号)(以下「計画書」という。)を策定すること。
- (3)市は、計画書・申請書の内容を確認し、支援内容を決定し、「子育て世帯訪問支援事業開始決定通知書」(様式第3号)により、計画書と併せて利用者に通知する。また、事業者に対して、「子育て世帯訪問事業訪問支援員派遣依頼書」(様式第4号)(以下「依頼書」という。)と計画書の写しを送付し、訪問支援員の派遣依頼を行う。
- (4)事業者は、派遣開始前に対象家庭の状況に応じて、対象家庭の課題や目標等をアセスメントし、その内容について市と共有すること。
- (5)事業者は、第3項の派遣依頼を受けた場合、計画書に基づき、訪問日、時間、支援の内容等について、利用者と調整を行う。

(訪問支援員派遣の期間及び回数等)

第7条 派遣の期間及び回数は、次の各号のとおりとする。

- (1)派遣開始から概ね3か月以内の期間とする。
- (2)週1回程度の派遣を行う。
- (3)1回の派遣は2時間以内とし、1日2回までとする。

(訪問支援員派遣を行う日及び時間帯)

第8条 訪問支援員派遣を行う日及び時間帯は、次の各号のとおりとする。

- (1)訪問支援員派遣を行う日は、原則、年末年始(12月29日から翌年1月3日の間)を除く。

祝日を含む月曜日から金曜日とする。

(2)訪問支援員派遣を行う時間帯は、原則午前8時30分から午後5時までとする。

(料金)

第9条 本事業に関する利用料は、無料とし、事業者は、本事業での派遣にあたり、利用者から次項に記載するもの以外の費用を徴収してはならない。

- 2 訪問支援員が対象家庭の生活必需品の買い物、その他の支援を行う際の実費相当額及び移動のための交通費等を必要とする場合は、対象家庭が負担するものとする。
- 3 利用者から事業者に、派遣前日午後5時以降にキャンセルの連絡があつたとき、もしくは連絡がなくキャンセルとなつたとき、市は、事業者に対し、契約金額(派遣1時間相当額)を支払うものとする。

(派遣期間中におけるサービス履行の確認および相互の情報共有)

第10条 事業者は、訪問支援員派遣を行ったときは、その都度、利用者から支援内容確認書(様式第5号)へ検印、若しくはその他の方法により履行確認を受けるものとする。

- 2 事業者は、訪問支援員派遣の都度、当日の支援内容ならびに対象家庭の状況について、気になる様子が確認された場合は、遅滞なく市へ報告しなければならない。
- 3 市は、対象家庭への支援の中で把握した情報のうち、訪問支援員派遣に関連する内容について、適宜、事業者へ情報共有を行う。また、対象家庭の状況に応じ、訪問支援員派遣の際に、市担当職員が家庭訪問を行う等必要に応じた支援を行う。

(支援の変更)

第11条 市は、事業者との協議、または、利用者からの申し出や対象家庭の家庭環境の状況の変化により、支援の内容の変更が必要であると認める場合、変更した計画書を作成する。変更した計画書に基づき、「子育て世帯訪問支援事業変更決定通知書」(様式第6号)を作成し、計画書と併せて事業者及び利用者に通知する。

(訪問支援員派遣の終了及び延長)

第12条 事業者は、訪問支援員の派遣期間が終了する前に、訪問支援員派遣の終了が適しているかをアセスメントし、その状況を市へ報告する。市は、事業者と協議し、支援の終了または延長について判断する。

- 2 訪問支援員派遣を終了する場合、市は、「子育て世帯訪問支援事業終了決定通知書」(様式第7号)により、事業者及び利用者に通知する。
- 3 市が、引き続き支援を必要と認める場合には、さらに3か月以内の延長及び再延長を認める。
- 4 訪問支援員派遣を延長する場合、延長した計画書(様式第2号)を作成する。延長した計画

書に基づき、「子育て世帯訪問支援事業(延長・再延長)決定通知書」(様式第8号)により、計画書と併せて事業者及び利用者に通知する。

(訪問支援員)

第13条 事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて備えている者のうちから、訪問支援員を選考するものとする。

- (1)介護福祉士、保健師、助産師、看護師、准看護師のいずれかの資格を有する者又は訪問介護、子育てに関する事業に従事した経験がある者。
- (2)心身ともに健全である者。
- (3)家事、育児または介護に関する援助・指導を適切に実行する能力を有する者。
- (4)以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者。
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
 - イ 法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年法令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ウ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者。

2 事業者は、訪問支援員に対し、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘義務等についての研修を実施するとともに、市が適当と認める研修(市が実施する本事業の目的・内容を理解するための研修や救急救命講習及び事故防止に関する講習等)を受けさせる。

(身分証明書の携行)

第14条 訪問支援員は、対象家庭の訪問等支援の際、事業者が発行する身分証明書を常に携行し、訪問等支援時に必ず提示するものとする。

(訪問支援員派遣実施状況の集計及び報告)

第15条 事業者は、訪問支援員派遣を行った場合、月ごとに次の各号に掲げる書類を作成し、原則として派遣月の翌月10日(土日祝日の場合はその翌開庁日)までに市に提出しなければならない。

- (1)支援内容確認書(様式第5号)
- (2)業務完了報告書(様式第9号)
- (3)子育て世帯訪問支援事業月別請求書(様式第10号)

(帳票の整備等)

第16条 事業者は、本事業の適正な実施を確保するため、支援に関する記録、その他必要な帳票等を整備するものとする。

2 市は、事業者に対し、支援の内容の確認について、必要に応じて、帳票等の提出を求めるなど、必要な調査を実施することができるものとする。

3 関係書類の保存期間は5年とする。

(個人情報)

第17条 本事業を実施する者及び事業者は、児童及びその保護者等の個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た対象家庭等の情報を漏らしてはならない。対象家庭の支援終了後も同様とする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月24日から施行する。